

秋田市営繕工事における週休 2 日促進工事実施要領

〔 令和 6 年 1 2 月 1 6 日
市 長 決 裁 〕

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が発注する営繕工事における週休 2 日の取組において、労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休 2 日

ア 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 4 週 8 休以上

ア 月単位の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」とい

う。)が28.5パーセント(28日分の8日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日および日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。なお、現場閉所日(現場休息日)を原則として土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により変更することができるものとする。

イ 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5パーセント(28日分の8日)以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 この要領は市が発注する営繕工事に適用する。ただし、次に掲げる工事は、対象としないことができる。

- (1) 災害復旧等による緊急を要する工事
- (2) 現場施工の日数が5日以内と見込まれる工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会的要請や現場条件の制約等により通期の4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行うことが困難と想定される工事

(発注方式)

第4条 発注方式は、次に掲げる方式を基本とする。ただし、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択するものとする。

- (1) 発注者指定方式 発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式(通期の週休2日は必須)
- (2) 受注者希望方式 受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式(通期の週休2日は必須)

(積算方法等)

第5条 週休2日促進工事の積算等については、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 補正方法 週休2日促進工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

ア 月単位の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.04

イ 通期の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.02

(2) 積算および変更方法

ア 発注者指定方式 月単位の4週8休以上を前提に、前号アにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を前号イに変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、秋田市工事請負契約事項第24条の規定に基づき行うものとする。

イ 受注者希望方式 月単位の4週8休以上を前提に、前号アにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を前号イに変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、秋田市工事請負契約事項第24条の規定に基づき行うものとする。また、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせる等により補正係数を前号イに変更するものとする。

ウ 営繕工事の市場単価、補正市場単価および物価資料の掲載価格の補正項目および補正率は、別表第1、別表第2および別表第3のと

おりとし、別表第4により算定するものとする。

(対象工事である旨等の明示)

第6条 対象工事である旨等の明示は、設計図書へ発注方式を記載して行うものとする。

2 前項の記載は、別記の設計図書における記載例を参考にするものとする。

(現場閉所(現場休息)の確認方法等)

第7条 対象工事において、現場閉所(現場休息)の確認等については、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 工事着手前

ア 監督職員は、現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、工事着手日および必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所(現場休息)の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

(2) 工事着手後

ア 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

イ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認する。

ウ 受注者は、監督職員による現場閉所(現場休息)の状況の確認のため、「実施工程表」等に現場閉所(現場休息)の日を記載し、監

督職員に提出する。

(3) その他留意事項

ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

ウ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

オ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

2 工期の設定に当たっては、余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

3 工事成績評定に当たっては、秋田市工事成績評定要領（平成27年3月31日市長決裁）において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は、従来と同様に適切に評価する。また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、成績評定において点数を減ずる措置を行うものとする。ただし、受注者希

望方式においては、月単位の週休２日に関する点数を減ずる措置は行わないものとする。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行し、同日以後に入札手続を開始する営繕工事から適用する。

別表第 1（第 5 条第 2 号ウ関係）

建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休 2 日促進工事		通期の週休 2 日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、 物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事 (シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以 外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13

内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価および補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

別表第2（第5条第2号ウ関係）

電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線びおよび同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックスおよび位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用 (壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸形用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線および 600V絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地 極埋設票 (金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

別表第 3（第 5 条第 2 号ウ関係）

機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休 2 日促進工事		通期の週休 2 日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用 および消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダク トおよび低圧チャンバ ー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気 口、ダンパー等の取付 手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

別表第 4（第 5 条第 2 号ウ関係）

単価の補正方法

工事費の積算 に用いる単価	摘 要	算定式
市場単価 補正市場単価	新営工事の場合	・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率
	全館無人改修の場合 (基準単価の算定)	・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率
	執務並行改修の場合 (基準補正単価の算 定)	・市場単価 × 改修補正率 ・補正市場単価 × 改修補正率
物価資料の掲載価格 (市場単価以外の材工 単価)	新営工事、全館無人 改修の場合	・物価資料の掲載価格 × 新営補正率
	執務並行改修の場合	・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8（3）ロ．基準補正単価の表 A－1、表 E－1 および表 M－1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A－2、表 E

－ 2 および $M - 2$ の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

別記 設計図書における記載例

【発注者指定方式の場合】

第1 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。

第2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5) 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5パーセント（28日分の8日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日および日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日を原則として土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- (6) 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5パ

ーセント（28日分の8日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

第3 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。

第4 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

第5 月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5パーセント（28日分の8日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

第6 明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

【発注者指定方式（分離発注工事）の場合】

第1 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。

第2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場休息の日の確保を行ったと認められる状態をいう。

- (2) 「通期の週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場休息の確保を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (6) 「月単位の 4 週 8 休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が、28.5パーセント（28日分の 8 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日および日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。

なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日および降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息日数に含めるものとする。

また、現場休息日を原則として土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- (7) 「通期の 4 週 8 休以上」とは、対象期間内の現場休息率が、28.5パーセント（28日分の 8 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日および降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息日数に含めるものとする。

第 3 受注者は、工事着手前に、月単位の週休 2 日の取得計画が確認でき

る現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事および〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。

第4 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息の日数を確認する。

第5 月単位の4週8休以上（現場休息率28.5パーセント（28日分の8日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

第6 明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

【受注者希望方式の場合】

第1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。月単位の週休2日の取組を希望しない受注者は第3の規定のうち月単位の週休2日にかかる内容の義務を負わない。

第2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5) 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5パーセント（28日分の8日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日および日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日を原則として土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- (6) 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5パーセント（28日分の8日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

第3 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日又は通期の週休2日の

取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。

第4 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

第5 月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5パーセント（28日分の8日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額を変更する。なお、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

第6 明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

【受注者希望方式（分離発注工事）の場合】

第1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。月単位の週休2日の取組を希望しない受注者は第3の規定のうち月単位の週休2日にかかる内容の義務を負わ

ない。

第2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場休息の日の確保を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (6) 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場休息日数の割合（以下、「現場休息率」という。）が、28.5パーセント（28日分の8日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日および日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日および降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息日数に含めるものとする。

また、現場休息日を原則として土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- (7) 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5パーセント（28日分の8日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、現場閉所日および降雨、降雪等による予

定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

第3 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事および〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。

第4 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。

第5 月単位の4週8休以上（現場休息率28.5パーセント（28日分の8日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額を変更する。なお、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

第6 明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。